

## 【表紙】

|                |  |
|----------------|--|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書  |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項   |
| 【提出先】          | 関東財務局長   |
| 【提出日】          | 平成21年6月26日   |
| 【会社名】          | 東洋紡績株式会社   |
| 【英訳名】          | TOYOBO CO., LTD.   |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 坂元 龍三  |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 代表取締役専務執行役員 今村 文繁  |
| 【本店の所在の場所】     | 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号  |
| 【縦覧に供する場所】     | 東洋紡績株式会社東京支社<br>(東京都品川区東五反田二丁目10番2号)<br>東洋紡績株式会社名古屋支社<br>(名古屋市中区栄三丁目2番3号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長坂元龍三および代表取締役専務執行役員今村文繁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しています。その責任の遂行にあたり、当社は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」および「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価にあたり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価において、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の整備および運用状況を評価した上で、その評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社ならびに連結子会社および持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社30社を対象として行いました全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社34社、持分法適用会社10社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、会社単位で事業拠点を選定することとし、各社の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い会社から合算していき、連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している当社を含む3社を重要な事業拠点としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積や予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。